

入院時の医療機関での負担について

■問い合わせ先 国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363

入院中か入院する予定で、次の①②に該当する人は、国保医療課で入院時限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請をしてください。認定証の交付を受けて、入院先の医療機関窓口で提示すると、入院時の食事代の減額や、医療費の自己負担限度額までの支払いが適用されます（食

事代の減額は住民税非課税世帯の人のみ）。

認定証の有効期限は7月31日(土)までです。現在、認定証を持っている人も更新手続きが必要です。認定証は申請月の初日から適用しますので、8月以降も引き続き必要な場合は、必ず8月31日(火)までに申請をしてください。

① 平成22年度住民税非課税世帯で、70歳以上の国民健康保険高齢受給者(表1)

70歳以上の人が入院する時の医療費は、高齢受給者証(被保険者証)に記載されている負担割合に応じて、月額負担限度額までを自己負担することになっています。住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を事前に取得し、入院先の医療機関窓口で提示すると、入院時の食事代や医療費の負担が減額されます。

申請に必要な書類

- ▽国民健康保険被保険者証と国民健康保険高齢受給者証
- ▽入院期間がわかる書類(表1の区分IIに該当する人で、過去1年間の入院日数が91日以上の人)
 - *平成22年1月2日以降に転入した人は、前住地市区町村が発行する「平成22年度所得課税証明書」が必要
- ▽所得区分は、毎月初日の世帯状況と住民税課税状況で決定。住民税課税者が世帯に転入してきた場合などは、減額認定証は翌月から無効に。その場合は必ず認定証の返還を

② 70歳未満の国民健康保険加入者(表2)

70歳未満の人が入院する場合、国民健康保険被保険者証と一緒に、「国民健康保険限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示すると、入院時の医療費が自己負担限度額までの支払いとなります。

自己負担限度額は、世帯の所得状況に応じて、「上位所得者」「一般」「住民税非課税世帯」に区分されます。住民税非課税世帯の人は、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示で入院時の食事代も減額されます。

- *上位所得者=保険税の算定基礎となる基礎控除後の所得金額の合計が600万円を超える世帯の人
- *一般=住民税課税世帯で上位所得者以外の人

申請に必要な書類

- ▽国民健康保険被保険者証
- ▽入院期間がわかる書類(表2の住民税非課税世帯の人で、過去1年間の入院日数が91日以上の人)
 - *平成22年1月2日以降に転入した人は、前住地市区町村が発行する「平成22年度所得課税証明書」が必要
 - *「限度額適用認定証」は、国保税の滞納がある世帯には交付できません(住民税非課税世帯であれば、「標準負担額減額認定証(食事代の負担減)」のみ交付)

表1 入院時の負担額(70歳以上)

所得区分		窓口負担限度額(月額)	入院時食事代(1食あたり)*1
現役並み所得者(3割負担の人)		80,100円*2	260円
一般(1割負担で下記以外の人)		44,400円	
認定証を提示した場合	区分II(世帯全員が住民税非課税の人)	24,600円	210円
	区分I(世帯全員が住民税非課税で、世帯員全員の所得が0円の人)*4	15,000円	160円*3
			100円

- *1 療養病床に入院した場合は、表3の食費と居住費を自己負担
- *2 医療費が26万7,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
- *3 区分IIの人で、過去1年間の入院日数が通算91日以上の人、長期入院該当の申請を。申請には入院日数のわかる領収書、請求書などの書類が必要です。長期入院該当の認定を受けた場合に限り、長期認定日以後の食事代は1食あたり160円(療養病床に入院中の人は、長期入院該当申請は不要)
- *4 年金は、公的年金等控除額を80万円で計算

表2 認定証を提示した場合の入院時の自己負担額(70歳未満)

所得区分(認定証の表示)	診療月から1年以内で高額療養費の支給が3回目まで	診療月から1年以内で高額療養費の支給が4回目以降	入院時食事代(1食あたり)*5
上位所得者(A)	150,000円*6	83,400円	260円
一般(B)	80,100円*7	44,400円	
住民税非課税世帯(C)	35,400円	24,600円	210円
			160円*8

- *5 65歳以上の被保険者で療養病床に入院した場合は、表3の食費・居住費を自己負担
- *6 医療費が50万円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
- *7 医療費が26万7,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
- *8 過去1年間の入院日数が通算91日以上の人、長期入院該当の申請を。申請には入院期間のわかる領収書、請求書など書類が必要です。長期入院該当の認定を受けた場合に限り、長期認定日以後の食事代は1食あたり160円

表3 療養病床に入院時の食費と居住費の自己負担額(65歳以上)

所得区分		入院時食事代(1食あたり)	1日あたりの居住費
下記以外の人(認定証の表示)		460円*9	320円
認定証を提示した場合	住民税非課税世帯 区分II・C	210円	
	区分I	130円	

- *9 施設基準などで420円の場合あり

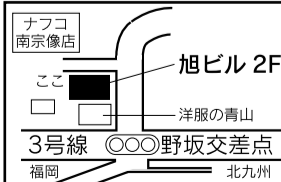
ご相談ください!こんな時...

お気軽に
どうぞ

遺言書は元気な時に作るもの。
自筆の遺言や公正証書など、
その方に適したアドバイスをしています。
契約書・内容証明や身近なトラブルを防ぐ書類の作成。
建設業許可申請、経営事項審査、指名願もどうぞ

福地幸子行政書士事務所
TEL 0940-34-8084

http://e-soudan.biz/ 宗像市光岡 85-1 旭ビル 2F



住宅新築・リフォーム設計施工
OKU 有限会社 奥井建設

TEL.0940-33-0953
FAX.0940-33-5553

有限会社奥井建設一級建築士事務所

- 住宅の新築は... ★安心と信頼の7つのこだわり「緑の家」
★環境に優しい省エネECO住宅「G FOREST(ジューフォレスト)」
- 住宅のリフォームは... ★増改築・水廻りなど大きなリフォームから小さな修繕まで
★外構・エクステリア

詳しくはこちらへ!! 奥井建設 宗像市 検索 [URL] http://okui-ken.net/index.html [E-mail] info@okui-ken.net